



《会計・税務の知識》 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

はじめに

法人が国の試験研究機関や大学等と共同して試験研究等をした場合は、特別試験研究費の税額控除の制度の適用があります。今回はこの税額控除について説明します。

1. 対象者及び対象期間

青色申告法人（人格のない社団等を含む）が対象とされ、解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度、清算中の各事業年度を除きます。

2. 特別試験研究費の額

試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究（共同試験研究）、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究（委託試験研究）などに係る試験研究費の額をいい、「一般試験研究費の額に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」の適用を受けた特別試験研究費の額を除きます。

なお、特別試験研究費の額を「一般試験研究費の額に係る税額控除」、「中小企業技術基盤強化税制」、「特別試験研究費の税額控除」のいずれかの計算対象にするかは、法人が任意に判断することができます。

3. 特別試験研究費の税額控除額

税額控除額：特別試験研究費の額×控除率 ただし調整前法人税額×10%が限度となります。

対象となる共同試験研究又は委託試験研究	控除率	確定申告時の添付書類
特別研究機関等との共同試験研究又は委託試験研究	30%	研究機関等から交付を受けた認定書の写し
大学等との共同試験研究又は委託試験研究	30%	第三者及び大学等による確認を受けた書類の写し
特定新事業開拓事業者との共同試験研究又は委託試験研究	25%	①第三者及び特定新事業開拓事業者による確認を受けた書類の写し ②特定新事業開拓事業者が取得した経済産業大臣の証明書の写し
成果活用促進事業者との共同試験研究又は委託試験研究	25%	①第三者及び成果活用促進事業者による確認を受けた書類の写し ②成果活用促進事業者の株主名簿の写し等のうちその出資をした特別研究開発法人等が株主等として記載されている書類 ③成果活用促進事業者の役員と大学等を設置する法人又は特別研究開発法人との雇用関係を証する書類
民間企業、民間研究所、公設試験研究機関等との共同試験研究又は委託試験研究	20%	第三者及び民間企業等による確認を受けた書類の写し

第三者による確認とは、公認会計士若しくは監査法人、税理士若しくは税理士法人、又は監査役、監査委員若しくは監査等委員がエビデンス等により特別試験研究の額であることを証明するものとなります。

おわりに

経済産業省のホームページにガイドラインが掲載されていますので、適用の際はガイドラインにより詳細をご確認ください。
(担当:佐藤敬)